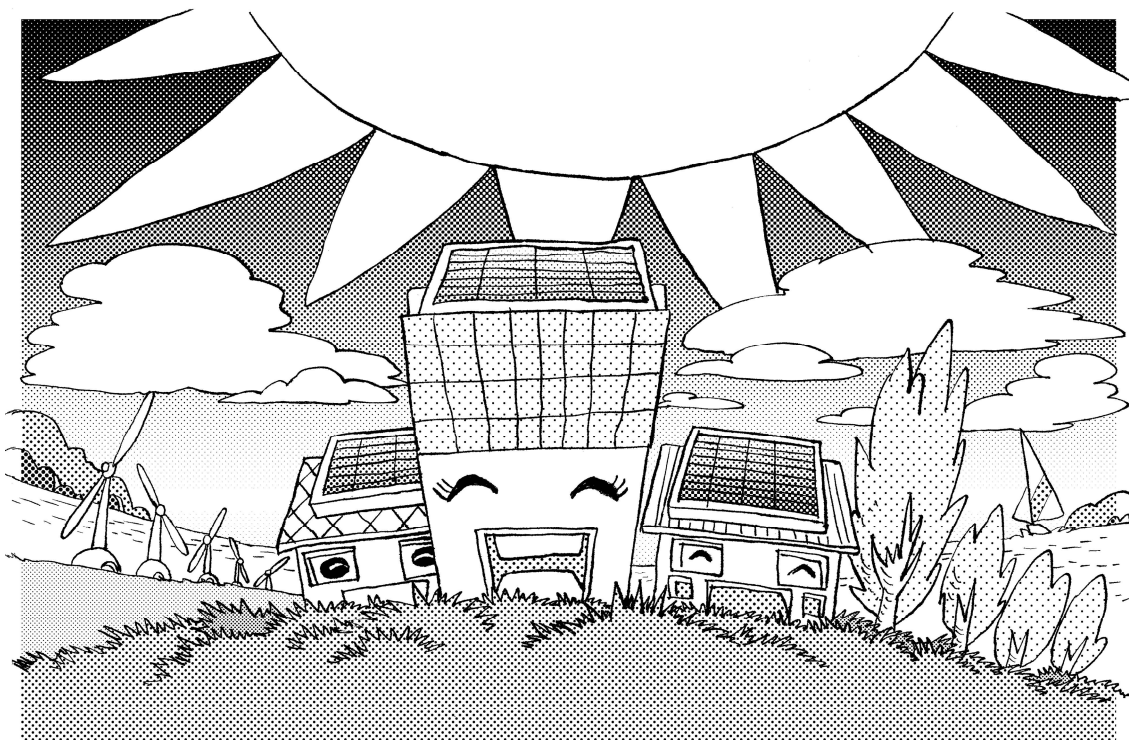


事業者の皆様へ

笠岡市事業ごみの 分け方・出し方

～みんなで残そう 水と緑の美しいまち“かさおか”の実現のために～



～事業者向け減量化・資源化の手引き～



笠岡市市民生活部環境課

目 次

はじめに	P1	資源化物の分け方・出し方	P8～9
笠岡市のごみの現状	P2	自ら処理施設に持ち込む方法	P10
事業系ごみの減量化によるメリット	P3	職場内でのごみ減量化推進体制	P11
事業者の責務	P4	事業所のできる、ごみ減量化・資源化の取組	P12
廃棄物の区分	P5～6	品目別の減量化・資源化方法	P13
事業所から出るごみの適正処理	P7	廃棄物・リサイクル関連法体系	P14

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。

このまま対策を講じなければ、やがて現在の社会を継続することが難しくなり、次世代に豊かな環境を引き継ぐことが不可能となります。ごみの減量化や資源化の適正処理をより一層進め、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識するとともに、協働して自主的・主体的な取り組みを進めることが必要です。

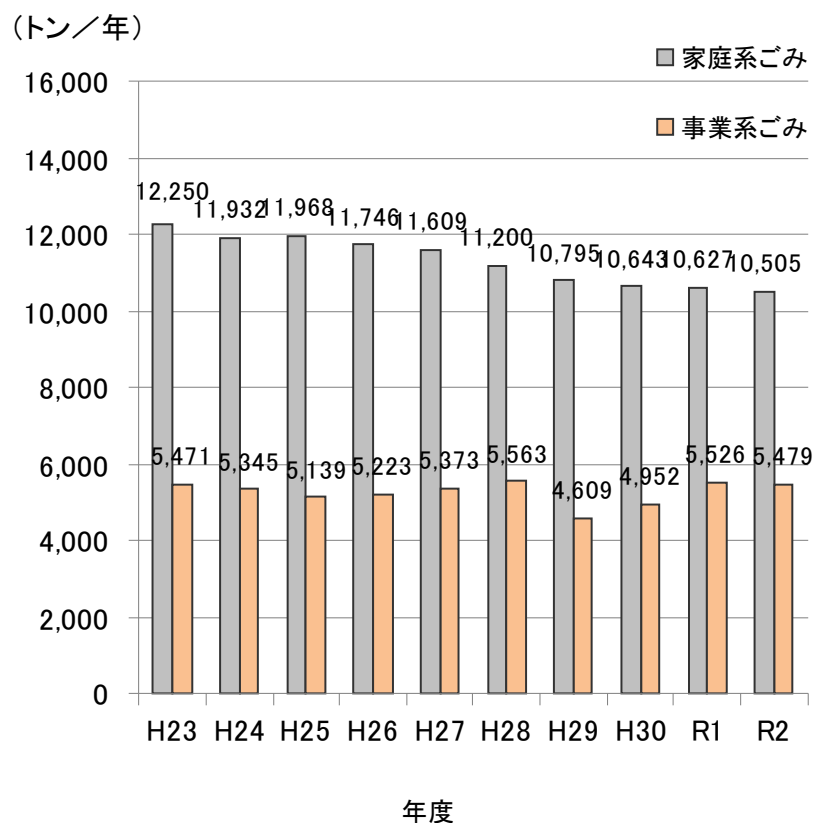
持続可能な社会の実現に向け、各事業者におかれましては、ごみの減量化や資源化に本書を有効にご活用いただければ幸いです。

笠岡市のごみの現状

笠岡市におけるごみの量は、平成 14 年度に家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）に指定ごみ袋制度を導入したことにより家庭での分別が進み、家庭系ごみは減少傾向にあります。全国に誇れるごみ減量化の成果は、市民の皆様のご理解とご協力があったからこそ実現できたと考えています。

一方、事業所から出る事業系一般廃棄物（事業系ごみ）は概ね横ばい傾向で、事業系ごみの分別、とりわけ資源化物の分別排出と排出抑制などによる徹底した減量化・資源化への取組が重要な課題となっています。

笠岡市のごみ排出量の推移



事業系ごみの減量によるメリット

企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、CSR活動の一部となり、企業ブランドの向上、企業経営基盤の安定化等、企業価値の増大に役立ちます。

※CSR：企業の社会に対する責任



経営コストの削減

ごみを減量していくことで、ごみ処理にかかるコスト等が削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、製造工程や組織の合理化等につながり、職場のみなさん一人ひとりの意識啓発にもなります。

地球環境保全

事業者のみなさんによる廃棄物減量の取り組みにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次の世代へ良い環境を残すことができます。

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化・資源化を推進するための法整備が進み、それとともに事業者の責任が強く求められるようになっていきます。

-----法令の抜粋-----

①

事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の排出を抑制し、再生利用などを行うことによって廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理しなければなりません。

②

事業者は、製品の過剰包装等の回避に努めるとともに、製品が廃棄物となった場合に、処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品の開発を行わなければなりません。

③

事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、国や市の施策に協力しなければなりません。



事業ごみは、家庭用のごみ
ステーションには出せません。



廃棄物の区分

「事業系ごみ」は自ら処理する責任があります

廃棄物処理法では、廃棄物（ごみ等）を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物としています。

一般廃棄物は、生活系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち種類や量にかかわらず事業活動で発生するすべてのごみをいいます。

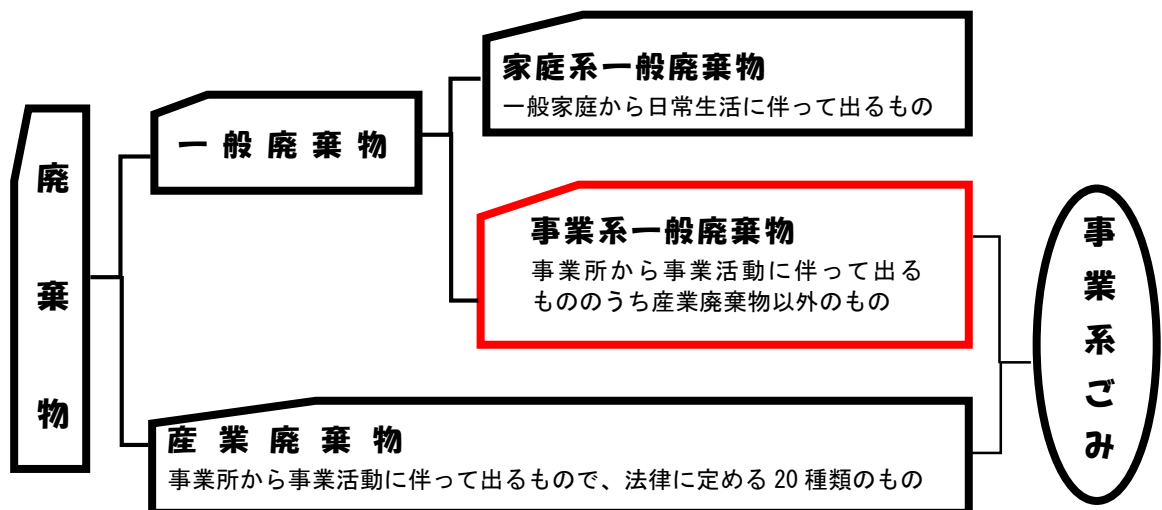
事業系一般廃棄物の代表例は以下のとおりです。

- ① 事業所、商店等から出る紙くず、茶殻等の雑ごみ
- ② 飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類（生ごみ）
- ③ 卸小売業から出る野菜くず、魚介類等

※ 家庭から出るごみと種類は同じでも事業所等から出るものは事業系一般廃棄物となります。

廃棄物全体の体系を次のとおり示しました。

「廃棄物の分類」



今回作成した「笠岡市事業ごみの分け方・出し方」は事業系一般廃棄物を主に対象としています。

「産業廃棄物の種類」

	種 類	代 表 例		種 類	代 表 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他焼却かす	特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	(13) 紙くず	建設業に係るもの、パルプ製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの		(14) 木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
	(3) 廃油	廃鉱物性油、廃動植物性油、廃溶剤、タールピッチ等		(15) 繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液		(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等		(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等		(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)	
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、レンガくず、石膏ボード等			
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、高炉・電気炉等溶解炉かす			
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物			
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等、集じん施設によって集められたもの			

事業所から出るごみの適正な処理方法

資源として活用する方法

資源化物はごみにせず、びん・かん・紙類・布類などに分別し、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。引き取り価格、持ち込みの可否、その他の条件については、個々の業者にお問い合わせください。

なお、事業所から出る資源化物は、資源化センター（西部衛生施設組合内）で受入をしていません。事業者の責任において適正に処理して下さい。

具体的な活用方法は、次ページ「資源化物の分け方・出し方」参照



ごみとして処分する方法

職業別電話帳タウンページのごみ処理の項目を参照

①笠岡市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託する方法

業者にごみの収集・運搬を委託する場合は、市から許可を受けている業者と契約しなければなりません。なお、業者に依頼すると、処理費用が必要となるので、事前に収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを調べておくスムーズに委託することができます。

具体的な持ち込み方法は10ページ参照

②自ら処理施設（里庄清掃工場）に持ち込む方法

原則として資源を除く燃やすことができる一般廃棄物が持ち込み可能であり、その排出場所が笠岡市内であるものに限られます。また、搬入の場合、手数料（注1）が必要です。具体的な持ち込み方法は10ページ参照。

注1：一般廃棄物 170円/10kg、

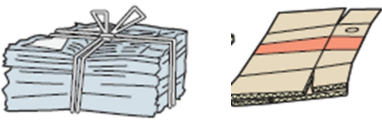
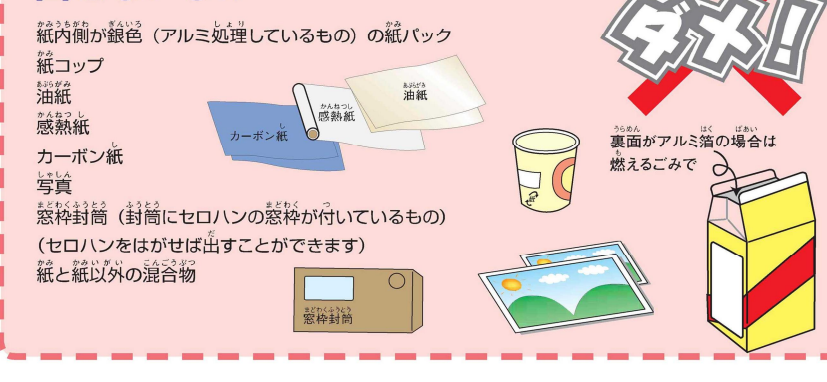
資源化物の分け方・出し方

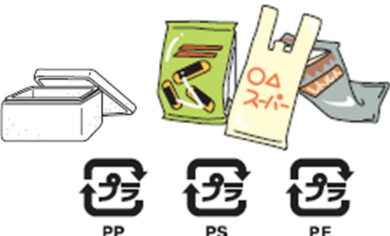
★事業所から出る資源化物は、市の施設では受け入れしていません。

収集運搬許可業者または資源回収業者へ相談してください。また、資源回収業者の施設へ自社で搬入することも可能です。

※資源回収業者は、職業別電話帳タウンページのリサイクルの項目を参照してください。

資源化物の例

		●新聞紙・チラシ ●ダンボール ●雑誌 ●OA用紙 など
古紙類	だ 出せないもの (燃えるごみとして出して下さい) 紙内側が銀色 (アルミ処理しているもの) の紙バック 紙コップ 油紙 感熱紙 カーボン紙 写真 窓枠封筒 (封筒にセロハンの窓枠が付いているもの) (セロハンをはがせば出すことができます) 紙と紙以外の混合物  ダメ! 裏面がアルミ箔の場合は燃えるごみで ガムテープでしばらないで!	
空き缶		●缶詰の缶 ●飲料水用缶 ●菓子缶 ●スプレー缶など ☆ポイント・・・・・・・・・・ ○内容物を抜く、スプレー缶などは、ガス抜き穴を開ける

びん類		●インスタントコーヒーやドリンク剤のびん ●ウイスキーのびん ●繰り返し使えるびん ●その他繰り返し使えない飲料水用のびんなど
	中身を必ず抜いて下さい。  注1、注2参照	ふたをはずして下さい。 
ペットボトル		●各種ペットボトル
	注1、注2参照	
廃プラスチック類		●発泡スチロール類 ●容器包装プラスチック
	注1、注2参照	

※注1 資源物の処分先によって分別のやり方や受入条件等が異なりますので、排出時に収集運搬許可業者または資源回収業者に確認してください。

※注2 一般的に資源化物は中を洗うとか、細かく分別した方がより価値が高くなったり、処理費が安く済んだりします。詳しくは収集運搬許可業者または資源回収業者に確認してください。

自ら処理施設（井笠広域里庄清掃工場）に持ち込む方法

●以下の条件に合うものを持ち込むことができます。

1. 笠岡市内で発生したものであること
2. 資源としてリサイクルできない燃えるものであること
3. 一般廃棄物であること
4. 以下の品目ごとの受入条件が守られていること

井笠広域里庄清掃工場
里庄町新庄 3656-4
Tel 64-2071

●品目ごとの受入条件

品目名	受入条件	搬入方法
剪定木	長さ 1m、直径 15cm 以内。	
竹	長さ 1m、直径 15cm 以内。	
草	月～金曜日に搬入できます。	
板類	幅 1m 以内にし、金具をはずす。家具を分解したものを含む。	
木製パレット	産業廃棄物のため搬入できません。	
建築廃材	多量の建築廃材は、搬入できません。	
その他	焼却場の機能を破損させるおそれのあるものは搬入できません	

●搬入方法

井笠広域里庄清掃工場へ搬入します。（搬入回数が多い場合は、廃棄物焼却処理申請書を提出することで搬入カードを発行することができます）

搬入できる曜日	搬入可能時間	処理手数料	備考
毎週月～金曜日 （祝日も可） 毎月第 4 日曜日	8:30～16:30	一般廃棄物 170 円/10kg	

職場内でのごみ減量化推進体制

各職場にあったシステムを作りましょう

ごみを減らすためには、まず、どのようなごみを、どれくらい排出しているか知ることが必要です。また、ごみの発生原因を知り、ごみを減らすための目標を設定することが大切です。

①

○ごみの種類や量の把握

○資源化物の処理状況の把握

- ・分別せずに捨てられているものはないか、処理を委託している収集運搬業者や資源回収業者に聞き取り調査をする。



②

○ごみ減量化のための検討委員会等を設置

- ・経営者を含め、各職場から担当者を選出
- ・委員会により先進事例の調査・研究
- ・検討委員の分別意識の徹底

③

○ごみ減量化や資源化の目標を立てる

- ・資源化や発生抑制ができるものが無いかを考え、具体的な数値目標を決める。
- ・減量化や資源化の具体的な方法を考える。
- ・収集運搬業者や資源回収業者とよく相談し、できるだけ資源化する。

④

○実際に減量化や資源化に取り組んでみる

- ・分別の種類や方法の徹底→従業員への研修や教育
- ・各従業員の役割分担の周知徹底
- ・収集運搬業者や資源回収業者と分別方法、収集場所、収集回数、料金等をよく相談し、ごみの減量化・資源化に協力してもらう。



⑤

○実際にごみが減っているか確認

- ・ごみの種類や量を継続的に把握
- ・効果が見られなかった取組を見直し、更なる取組を検討

事業所でできる、ごみ減量化・資源化の取組

事業活動は大きく分けて、**生産**→**流通**→**販売**→**廃棄**の4つの段階に分類されます。事業ごみを減らすためには、事業活動の各段階でごみを出さない工夫が必要です。

生産

- ・環境に配慮したリサイクル（再資源化）しやすい素材を使用する
- ・リユース（再利用）できる商品を開発・普及させる
- ・修理しやすく長持ちする商品の開発に努める
- ・梱包や包装の少ない商品づくりを心がける

流通

- ・梱包材などは、繰り返し使用する
- ・輸送効率（排ガス、ガソリン等の削減）の向上を目指す

販売

- ・過剰包装を見直し、量り売り等を検討する
- ・マイバック運動を推進する
- ・使い捨て容器や食器の使用をひかえる
- ・エコマーク商品、リサイクル商品を販売する

廃棄

- ・再利用の推進と徹底した分別を実践する
- ・納入業者（生産者責任）や資源回収業者へ引渡す
- ・水切りの徹底などによる生ごみの減量化を進める
- ・業務用生ごみ処理機を導入する

品目別の減量化・資源化方法

紙の排出抑制・資源化

- ・両面コピーを使う。
- ・書類の電子化に取り組み、ペーパーレス化を進める。
- ・書類の内容やレイアウトを見直し、枚数を少なくする。
- ・裏面が白紙のOA用紙を再利用し印刷する。
- ・コピーは必要最小限の枚数とし、ミスコピーに注意し印刷する。
- ・分別を徹底し、資源回収業者へ引き渡す。

生ごみの減量化・資源化

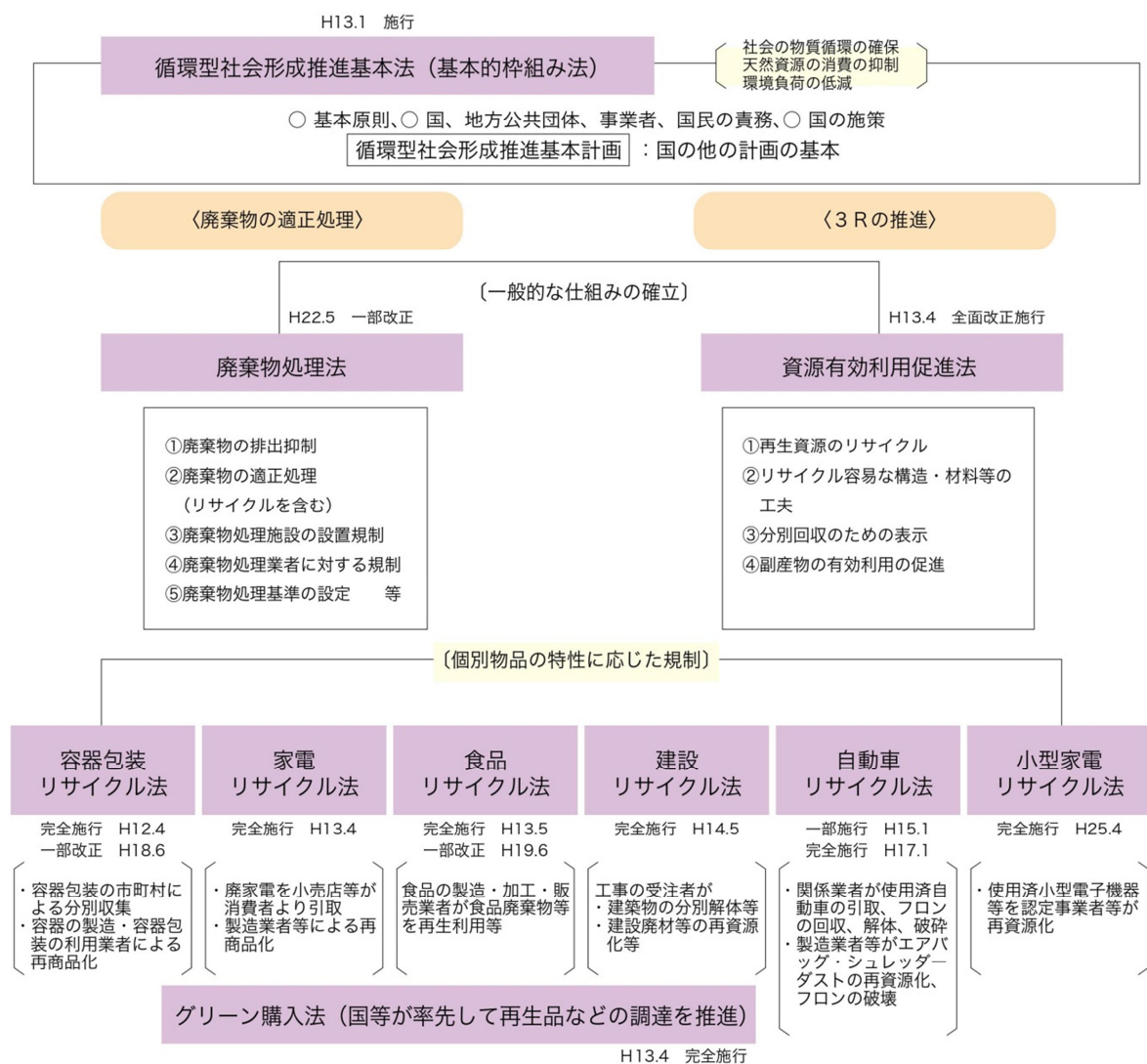
- ・食材を無駄にしない調理方法を実践する。
- ・生ごみを捨てる時は水切りを徹底する。
- ・使用済み食用油の分別排出、リサイクルを推進する。
- ・業種や地域単位の共同生ごみリサイクルについて研究する。

その他

- ・事業所内に資源化物の分別スペースを設け、担当者を決めて管理する。
- ・従業員は、なるべく水筒を持参し、缶やペットボトルの使用を減らす。
- ・ビルや商店街単位で資源回収業者などと契約し、スケールメリットを生かし契約単価を抑える。
- ・商品の仕入れや販売管理を徹底し、売れ残りなど無駄が出ないような経営をする。

循環型社会形成に向けた廃棄物・リサイクル関連法体系

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進める「循環型社会」を形成するための法的枠組みが以下のとおりです。



出典：資源循環ハンドブック2018（経済産業省）

笠岡市事業ごみの分け方・出し方

発行日	平成 21 年 1 月	初版発行
	平成 24 年 3 月	第二版発行
	平成 29 年 11 月	第三版発行
	平成 31 年 1 月	第四版発行
	令和 3 年 8 月	第五版発行
	令和 5 年 2 月	第六版発行
	令和 5 年 5 月	第七版発行
	令和 8 年 1 月	第八版発行

発行者 笠岡市市民生活部環境課
〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 2369-14
TEL 0865-62-3805
FAX 0865-62-3904
